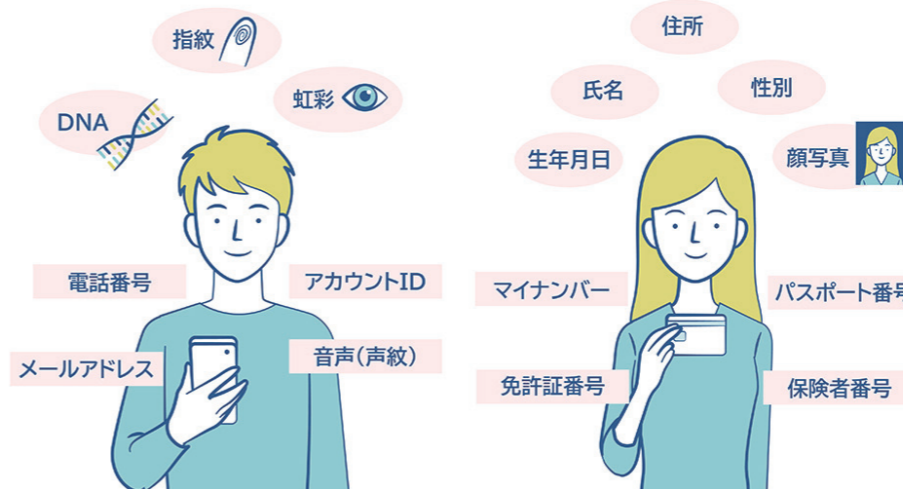


個人情報の取り扱いに注意

仕事や学校、自治公民館や同窓会などの活動で、名簿を作成するために誰かの名前や連絡先などの「個人情報」を集めたことはありませんか。

役員などの公的機関や企業はもちろんです、皆さんも身近なところで個人情報を取り扱う機会があるかもしれません。

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることが目的とした「個人情報保護法」は、国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体などはもちろん、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならないです。皆さんに知っていただきたい「個人情報保護法」のポイントを説明します。



「個人情報」になる情報とは

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせると特定個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することができ、個人情報に該当します。



このほか、番号、記号、符号などで、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、法令・規則で定められたものを「個人識別符号」といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報となります。

要配慮個人情報とは

個人情報の中には、他人に公開されることで、本人が不当な差別や偏見などの不利益を被らないようにその取り扱いに特に配慮すべき情報があります。例えば、次のような個人情報は、「要配慮個人情報」として、取り扱いに特に配慮しなければなりません。

要配慮個人情報
人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師などにより行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕などの刑事事件に関する手続きが行われたこと、非行・保護処分などの少年の保護事件に関する手続きが行われたこと等の記述などが含まれる個人情報。

「個人情報」と似た用語

個人情報保護法には、「個人情報」のほか、次の3つの用語が登場します。

・「個人情報データベース等」

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物です。コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したものや、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、簡単に検索できるように目次や索引を付けているものが該当します。

・「個人データ」

「個人情報データベース等」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。

・「保有個人データ」

個人データのうち、個人情報取扱事業者が本人から請求される開示・訂正・削除などに応じることができない権限を有するものを「保有個人データ」といいます。

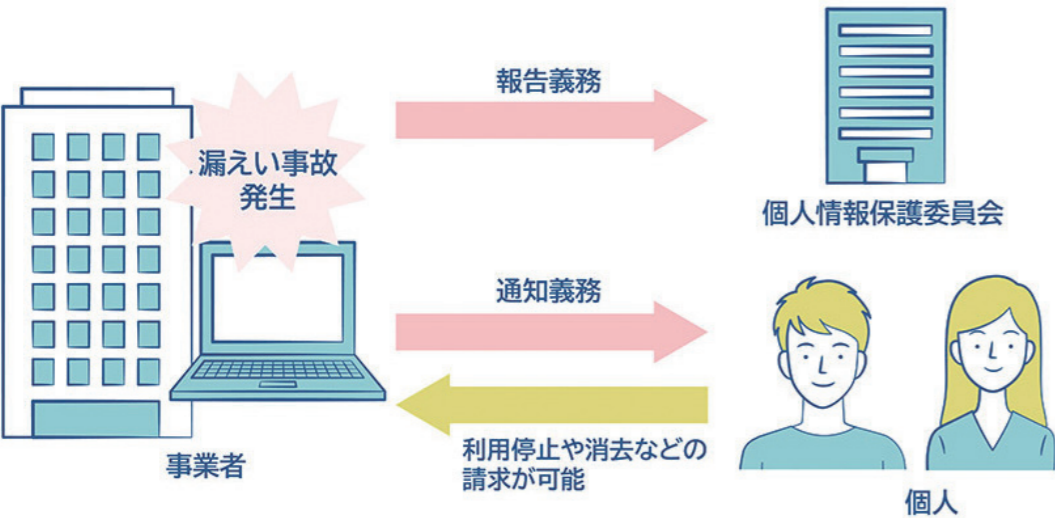
個人情報や個人データを取り扱うときの基本ルール

個人情報や個人データを取り扱うときの基本的なルールは次の4つです。改めて確認しておきましょう。

- 1.取得・利用 ▶ 勝手に使わない!**
 - 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
 - 利用目的を通知又は公表する。
- 2.保管・管理 ▶ なくさない! 漏らさない!**
 - 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
 - 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 3.提供 ▶ 勝手に人に渡さない!**
 - 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
 - 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
- 4.開示請求等への対応 ▶ お問合せに対応!**
 - 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
 - 苦情に適切・迅速に対応する。

個人データの漏えいなどが発生したときは

次のような漏えいなどの事案が発生した場合や発生したおそれがある場合は、個人の権利や利益を侵害するおそれがあるため、個人情報取扱事業者は、速やかに個人情報保護委員会に報告し、本人へ通知しなければなりません。



① 要配慮個人情報の漏えいなど

例1 従業者の健康診断などの結果を含む個人データが漏えいした場合
例2 患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

② 財産的被害のおそれがある漏えいなど

例1 ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
例2 送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードを含む個人データが漏えいした場合

③ 不正の目的によるおそれがある漏えいなど

例1 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
例2 ランサムウェアなどにより個人データが暗号化され復元できなくなった場合

例3 個人データが記載又は記録された書類・媒体などが盗難された場合

④ 千人を超える個人データの漏えいなど

例 メールマガジンの配信を行う際、個人データであるメールアドレスを本来はBCC欄に入力して送信すべきところ、誤ってCC欄に入力して千人を超える一斉送信をした場合
①、②、③は1件でも漏えいなどの事態が発生したら報告と通知の対象となります。
これまでは、個人情報保護委員会への報告や本人への通知は努力義務でしたが、法改正により令和4年4月からは義務となりました。これにより、個人が漏えいなどの事態の発生を早く知ることができ、個人情報取扱事業者に対し、自らの個人情報の利用停止や消去などを請求しやすくなります。

詳しくは次のQRコードから閲覧できます。



問い合わせ先

内閣府大臣官房政府広報室
☎03(5253)2111